平成２７年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市新栄町７番３号　日伸荘206号
債務者　武田英一郎
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
広島県福山市神辺町大字上竹田416番地４
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１９６号
広島県福山市横尾町２丁目12番10―３号
債務者　井上　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５３４号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘６番６―35号
債務者　野口　英邦
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２５号
千葉県松戸市金ケ作344番地の１　サンマンション松戸常盤平601号
債務者　齊藤　利久
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２９号
千葉県野田市山崎1283番地　（市営住宅西大和田団地３号棟305号）
債務者　八木キヌエ
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３１号
千葉県松戸市平賀230番地の３　イースト・ビレッジ202号
債務者　吉岡　克眞
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５３８号
千葉県我孫子市南新木４丁目23番地の２（102号）　カサベルデ
債務者　渡辺　勝也
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５６号
千葉県柏市松葉町６丁目31番地３　グランディ松葉102号
債務者　古賀　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５５９号
千葉県松戸市常盤平柳町９番地の12　エスペランサ柳町203号
債務者　屋代　可奈（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７２号
千葉県野田市次木71番地　シャルムコスモ102
債務者　飯塚　恵子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７８号
千葉県松戸市常盤平３丁目25番地　常盤平公団住宅３街区21棟209号
債務者　細越　政夫
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５８５号
千葉県松戸市串崎南町160番地の３　サウスアベニューＮｏ．１―201号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２９０号
佐賀市鍋島町大字蛎久１番地　植木団地６棟632号
債務者　山本　絵美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５７４号
熊本市南区城南町宮地1291番地３　コーポシアトルＲ―２号
債務者　山口　浩二
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７５号
熊本市南区城南町宮地1291番地３　コーポシアトルＲ―２号
債務者　山口　知美
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５８７号
熊本市中央区新大江２丁目18番２　丸和コーポ405号、住民票上の住所宮崎市清武町船引320番地　Ｋコーポ101号
債務者　高橋　敬次
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係